

●「鳥栖市災害廃棄物処理計画（案）」パブリック・コメント手続 提出意見と市の考え方

1. パブリック・コメント手続の概要

- (1) 案件名：鳥栖市災害廃棄物処理計画（案）
- (2) 意見募集期間：平成31年1月4日（金）～2月4日（月）
- (3) 意見提出数：7件（1人）

2. 提出意見と市の考え方

NO	該当箇所	提出意見（原文のまま）	市の考え方
1	本編 P.1	「第1章 第1節 計画の背景及び目的」において述べられている、近年における各地震災害や豪雨災害等において、被災自治体における処理実績に基づく最新情報から当該各災害時における廃棄物の推計量は、把握可能と考えられる。	平成28年熊本地震や平成29年7月九州北部豪雨など、近年の災害における災害廃棄物量の推計は、被災自治体が災害廃棄物の処理を進める過程において行われております。また、過去の災害における災害廃棄物対策の保存記録（アーカイブ）や、災害廃棄物処理に関する技術・システムの検証などは環境省において実施されております。
2	本編 P.11	「第6節 対象とする災害」において、その想定する規模等における近い値の各被災経験自治体の廃棄物処理推計量から、比較材料としてこれを求めることは有益であるとともに、データーの蓄積は今後の施策展開上有用であると思料します。	いただいたご意見のとおり、過去の災害のデータ等を参考として災害廃棄物対策の検討を行うことは重要であると考えております。このため、本市では、過去の災害の経験を踏まえて環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物処理計画を策定し、対策に取り組むこととしております。
3	本編 P.17	「第9節 災害廃棄物発生量の推計」に基づき算出が可能となることには、強い感動を受けました。	本計画は、環境省が示す「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月）」に基づいて策定しておりますが、災害廃棄物量等の推計については、現時点で最新となる技術資料（平成26年3月）に基づいた推計を行っております。推計方法等の詳細については、資料編P.8～P.13に示すとおりです。なお、技術資料が改定された場合は、本計画の見直しを行うこととしております。

NO	該当箇所	提出意見（原文のまま）	市の考え方
4	本編	大災害発生時における本計画の実施に際しましては、市行政の積極果敢なリーダーシップを発揮していただくため、ご多忙のこととは存じますが、職員の皆様の平時からの技術的、専門的かつ総合的なノウハウ蓄積が極めて重要であると考えます。	本市において災害が発生した場合は、本計画に基づき、災害廃棄物対策の体制を構築するとともに、国や県などとの連携協力体制を確立し、災害廃棄物処理の対応にあたることとしております。そのためには、ご意見にもあるとおり、平時の取り組みが重要になると考えておりますので、本編P.22に示すとおり、職員の教育訓練に取り組むこととしております。
5	本編 P.20	「第1節 平常時対応 第1項 災害廃棄物処理体制の構築」表2-1 ポイント 災害対策経験者（アドバイザー）の受け入れについては、記載の大震災経験地方公共団体のみに限らず、本市の被災規模の状況によっては、アドバイザーとしての応援を要請するなど、協力を得られる範囲を柔軟に拡大する。	本編P.20の表2-1中に記載の「東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員」は、災害対策経験者（アドバイザー）の例として示しているもので、その他の災害による災害廃棄物処理を担当した地方公共団体の職員や、最新の知見を有する有識者等に協力を求めることも想定しております。しかしながら、 <u>ご指摘のとおり、現在の記載内容ではそのことが伝わりづらい表現となっているため、「災害廃棄物処理の経験や最新の知見を有する地方公共団体の職員、有識者等」に表現を改めます。</u>
6	本編 P.22	「第4項 職員の教育訓練、研修の実施」において、教育訓練及び研修の重要性について述べられておりますが、その一環として他の被災自治体等に対する本市職員の皆様の緊急支援活動への積極的派遣及び研修の着実な積み上げは有事への対策として極めて有用であると思料します。	本市では、平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や熊本地震等の被災自治体に対して職員の派遣を行うなど、被災地の支援に積極的に取り組んでおり、避難所運営や被災証明書発行などの災害に伴う業務の支援や、税や水道などの通常業務の支援を行っております。この派遣職員を通じて得られる経験や知見等は、本市における災害廃棄物処理対策や災害対策の助けになるものと考えております。
7	本編 P.22	「第5項 資機材の備蓄」では、表2-2 仮設トイレの配備必要数が示されておりますが、昨今の災害時には特に本課題も指摘されるなか、一市民として安堵感を覚えました。	本計画では、災害廃棄物量の推計に加え、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を行うために必要となる仮設トイレの配備必要数や仮置場必要面積などについて、環境省が示す「災害廃棄物対策指針」の技術資料（平成26年3月）に基づいた推計を行っております。

●「鳥栖市災害廃棄物処理計画（案）」パブリック・コメント手続 提出意見による修正箇所

修正箇所	修正前	修正後
本編 P.20 表2-1中 「災害対策経験者（アドバイザー）の受け入れ」	円滑な災害対応を進めるため、 <u>東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員</u> にアドバイザーとしての応援を要請するなど協力を得る。	円滑な災害対応を進めるため、 <u>災害廃棄物処理の経験や最新の知見を有する地方公共団体の職員、有識者等</u> にアドバイザーとしての応援を要請するなど協力を得る。